

令和3年度 国際機関等への拠出金等に対する評価シート

総合評価	評価基準1	評価基準2	評価基準3	評価基準4
B	b	b	b	N/A

■ 拠出金等の概要

1 拠出金等の名称	
国際刑事裁判所被害者信託基金拠出金	
2 拠出先の名称	
国際刑事裁判所被害者信託基金	
3 拠出先の概要	
近年の国際社会における人権意識の高まりを背景に、最も重大な刑事犯罪の処罰に加えて、犯罪の被害者に対する救済を与えるべきとの声が高まる中、国際刑事裁判所(ICC)被害者信託基金(TFV)は、2002年、ICCローマ規程に基づき、ICC第1回締約国会議において設立された。TFVは、①裁判所の有罪判決に基づき被害者賠償を行うこと(賠償マンデート)、及び②ICCが管轄権を行使している事態において、被害者及びその家族に身体的リハビリテーション、精神的リハビリテーション、物理的支援等を行うこと(支援マンデート)を目的とした基金であり、その資金は、国家、団体、個人等からの任意拠出金等によって賄われる。 ICCは、国際社会全体の関心事である最も重大な犯罪(集団殺害犯罪、人道に対する罪、戦争犯罪、侵略犯罪)を犯した個人を、国際法に基づき訴追・処罰するための、史上初の常設の国際刑事法廷。加盟国は現在123か国であり、本部(TFV事務局含む)の所在地はオランダのハーグである。	
4 (1) 本件拠出の概要	
本件拠出は、TFVの任務のうち、被害者及びその家族に対する支援プログラムに充てられる。日本の任意拠出金は、性及びジェンダーに基づく暴力(SGBV)の被害者に対する支援にイヤーマークされているところ、かかる支援を実施するためのプログラム運営に拠出される。	
4 (2) 本件拠出の形態	☐ コア拠出 ☒ ノンコア拠出
4 (3) 本件拠出額の規模(予算額、拠出率、拠出順位等)	
令和2年度当初予算額 6,385 千円 全額イヤーマーク拠出 性及びジェンダーに基づく暴力(SGBV)の被害者支援 日本の拠出率 1.9%(2019年7月～2020年6月) 拠出額の順位 8位(同時期の日本の拠出金 51,903 ユーロから算出) 上記期間における上位5か国の拠出額/拠出率 ①スウェーデン(956.7千ユーロ/36.33%)、②独(333千ユーロ/12.64%)、③フィンランド、アイルランド、オランダ(各200千ユーロ/7.59%)	
令和3年度当初予算額 5,967 千円 全額イヤーマーク拠出 性及びジェンダーに基づく暴力(SGBV)の被害者支援	
5 担当課室・関係する主な在外公館	
国際法局国際法課、在オランダ日本国大使館	

評価基準1 本件拠出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

1-1 (1) 本件拠出を通じて達成を目指す外交政策上の目標(外交戦略、重要政策、重点分野等) 本件拠出金は、外務省政策評価体系上、「基本目標Ⅱ 分野別外交」、「施策Ⅱ-3 国際法の形成・発展に向けた取組」、「個別分野1 国際法規の形成への寄与と外交実務への活用」、「測定指標1-1 国際法に関連する各種会合への参加を始めとする国際法規形成及び発展に対する我が国の貢献」の下に設定された中期目標「国際社会における「法の支配」を推進する。」を達成するための手段として位置付けられる(令和2年度外務省政策評価事前分析表(https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100097982.pdf) 270～271 ページ参照) また、本拠出金は、「基本目標Ⅱ 分野別外交」、「施策Ⅱ-1 国際の平和と安定に対する取組」、「個別分野8 女性の権利の保護・促進に向けた国際協力の推進」、「測定指標8-1 女性の権利の保護・促進」の下に設定された中期目標「女性の権利の保護・促進に係る国際的な連携・協力を引き続き推進するとともに、我が国が『女性が輝く社会』を国内外で実現するために行っている取組を積極的に発信することにより、我が国のジェンダー分野における国際的なプレゼンス維持・向上を図る。」を達成するための手段の一つでもあり(176～179 ページ参照)、2014年5月6日には、安倍前総理大臣が北大西洋理事会において、TFV への任意拠出について次のとおり述べている。 「女性の力」を最大限活かすこと。それは21世紀を平和で豊かな時代にしていくためのキーワードです。 世界で、貧困を削減し、平和を促進し、社会に活力を与え、新しい成長のエンジンを与えるために、女性の活躍こそが最も重要視されなければならない。私は、「女性が輝く社会」の実現に意欲をもって取り組んでいます。昨年の国連総会でも申し上げたとおり、その重点政策のひとつとして、「平和と安全保障分野における女性の参画と保護」を推進しています。 日本は、「人間の安全保障」の理念を重要視しています。 アジア諸国を始め、途上国の女性の能力向上や母子保健、女性の権利の保護・促進等の分野で、地に足のついた支援を実施しています。21世紀の今日においても、武力紛争において多くの女性が心身にわたり癒やしがたい傷を負ってしまう事態が後を絶たないことは実に痛ましいことです。 日本は、国際刑事裁判所の役割を重視し、被害者救済のための基金に拠出します。
1-1 (2) 上記 1-1 (1) の目標を達成する上での本件拠出の有用性・重要性(その他手段との相互補完性、比較優位性、代替可能性等を含む。) 上記に加え、2020年12月に閣議決定された第5次男女共同参画基本計画においても、国際機関の取り組みに積極的に貢献していくとともに、連携等の強化を図ることが明記されている。このような政策の方針に合致する本件拠出は、極めて重要である。 直近の活動報告期間(2019年7月～2020年6月)に任意拠出を行った29か国のうち、SGBV被害者支援にイヤーマークをした国は日本を含む4か国のみであり(他3か国はフィンランド、アンドラ及びエストニア)、SGBV被害者支援にイヤーマーク拠出を行うことは、ICCコミュニティにおける日本のプレゼンスを維持し、法の支配へのコミットメントを示す上で、重要な意味を持つ。さらに、日本が人権保障・促進や女性の活躍する社会を重視していることを対外的に示すという観点からも、本件拠出には有用性がある。 なお、日本は、TFV への任意拠出について、ICC 非締約国や NGO も多く参加している ICC 締約国会議において表明している。日本が SGBV 被害者支援に拠出金をイヤーマークしていることは、例年、TFV 活動報告書において言及されている。
1-2 拠出先の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況 本評価期間中の該当事例はないが、2012年から2018年にかけてTFVの意思決定機関である理事会(理事はICC締約国による選挙で選出)では、野口元郎外務省参与兼最高検察庁検事が理事長を2期務めた(任期:2012年

～2015 年、2015 年～2018 年）。個人資格によるものであるが、外務省と野口理事長との間では、頻繁に意見交換を行っていた。
1-3 拠出先との間での要人往来、政策対話等
1-4 日本政府以外の日本関係者（日系企業（調達先企業を含む）、日本の NGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等）による拠出先への関与及び同関係者にとっての本件拠出の有用性・重要性
1-5 1-1(1) 外交政策目標に向けた本件拠出の貢献度に係る総括
TFVの活動は、国際的な刑事法廷で扱われる事件の賠償及び被害者支援であり、本件任意拠出を通してかかる活動を支援することは、日本の外交政策の柱である国際社会における法の支配の促進に寄与するものである。また、以下2-2のとおり、TFVのプロジェクトの多くにSGBV支援が含まれているところ、日本のイヤーマーク拠出は多くのSGBV被害者の救済に寄与することとなり、結果として、人権保障・促進及び「女性が活躍する社会の実現」という日本の外交政策目標に貢献することができる。

評価基準2 国際機関等拠出先の活動の成果

2-1 (1) 【コア拠出分のみ】拠出先の戦略目標
2-1 (2) 【コア拠出分のみ】上記 2-1 の戦略目標達成のための拠出先の取組及びその成果
2-2 【ノンコア拠出分のみ】ノンコア拠出による実施事業の目標、取組及びその成果
【目標】 TFV のマンドートは、①裁判所の賠償命令に基づき被害者賠償を行うこと、②ICC が管轄権を行使している事態において、被害者及びその家族に支援を行うことという2つのマンドートで構成される。②には、主に、身体的リハビリテーション、精神的リハビリテーション、物理的支援、性暴力被害者とその子どもに対する支援が含まれる。 【取組及び成果】 TFV は、被害者賠償制度が適切に運用されるべく、裁判所及び受益者（すなわち被害者）コミュニティとの間の信頼関係構築に尽力しており、TFV 理事長及び理事が支援プロジェクト実施地域を定期的に視察し、ドナー国や ICC 締約国に対して年間を通じて適時に報告を行うほか、支援地域でアウトリーチ活動を行い、現地でプロジェクトを実施するパートナー機関の能力構築を行うことにより、プロジェクトが適切に実施される体制を構築している。 以下のとおり有罪判決の増加及び支援対象となる事態の増加に伴い、TFV の活動範囲は今後更に拡大することが見込まれる。 ①賠償 有罪判決が確定した4件のうち、コンゴ（民）のルバンガ事件に関しては、裁判所が決定した賠償額 1,000 万米ドルのうち TFV は 300 万ユーロを充当し、同事態のカタンガ事件に関しては賠償額 100 万米ドル全てを TFV が充当し、それぞれ賠償計画の履行が進められている。また、同事態のンタガンダ事件については、2021 年3月8日に下された賠償命令（3,000 万米ドル）に基づき、TFV による賠償計画の策定が進められている。さらに、マリのアル・マーディ事件に関しては、270 万ユーロのうち 135 万ユーロを TFV が充当することが確定している。 ②被害者支援 3つの事態において、支援プロジェクトが実施されている。ウガンダでは、2019 年4月4日に新たに5か年計画のプロジェクトが始動し、2020 年 12 月現在進行中の5つのプロジェクトには、SGBV 被害者への医療・精神的支援が含

まれる。コンゴ(民)では、2020年7月に第2期支援プログラムが始動し、SGBV 被害者への身体的リハビリテーションの支援を含む10のプログラムが進行中。さらに、中央アフリカ共和国では、SGBV 被害者支援を最優先とした1か年計画のプロジェクトが5つ始動し、892千ユーロのプロジェクト資金には、日本のイヤーマーク拠出金を含む締約国の任意拠出金が充てられる予定。

上記の他、コートジボワールについては支援プログラムの開始に向けた準備が進められており、マリ、ケニア及びジョージアについては、支援プログラムの実施が検討されている。

2-3 評価基準2関連の日本側の取組(その結果としての拠出先の対応を含む)

2021年3月30日、TFVによる対マリ賠償支援プログラム開始記念式典(ンダオ・マリ暫定大統領主宰)に、在マリ日本国大使館臨時代理大使が出席。

評価基準3 国際機関等拠出先の組織・行財政マネジメント

3-1 本件拠出金に係る決算報告書等の概要

3-1 (1) 会計年度	1月から12月
3-1 (2) 直近2年度分の決算報告書の受領(先方公表)年月	2019年7月(日本の2018年度分) 2020年7月(日本の2019年度分)
3-1 (3) 報告書未受領の場合、その理由	
(参考)次回報告書の受領予定時期等	2021年7月頃(日本の2020年度分)

3-1 (4) 決算報告書(及び外部監査報告書)等の要点

直近(2件)の決算報告書は、各対象期間における拠出先機関全体の決算をカバーするものである。日本の拠出金は全てSGBV被害者の支援にイヤーマークされているが、特定のイヤーマーク拠出のみの会計報告は作成されていない。日本の2018年度拠出分は、先方2019年会計年度の収入として、2019年度拠出分は、2020年会計年度にそれぞれ計上されている。

これら直近の決算報告書については、Cour des Comptes(仏の監査法人)が外部監査を実施。いずれの年度の外部監査報告書においても、TFV決算報告書が正確かつ適正に作成されている旨が確認されている。

3-2 本件拠出事業を巡る組織・行財政マネジメント(ガバナンス、コンプライアンス、リスク管理等を含む。)(コア拠出の場合、拠出先機関全体にかかるマネジメント。コア拠出でない場合、拠出事業にかかるマネジメント。)

3-2 (1) 組織・行財政マネジメントの更なる改善や課題克服に向けた主要な取組の状況(改革ビジョン・戦略・実施計画等の策定状況、改革計画等の実施状況と成果等)

●外部監査人はTFV事務局に対し、見越額(accruals)を明確にする手続きをとるよう勧告していたところ、TFV事務局はこれに応じて必要な関連文書を提出した。

●外部監査人は、ICC書記局被害者参加・賠償課(VPRS)が運用している被害者特定に係るソフトウェアに、TFV事務局がアクセスできるようにすることを勧告していた。これを受け、TFVとVPR間の協議を経て、ケース・バイ・ケースでのアクセスが可能となった。

●外部監査人はTFV事務局に対し、TFVの支援プログラムを実施するパートナー機関の活動の財政管理を強化することを勧告していた。TFV事務局はこれに応じ、パートナー機関のためにワークショップを実施し、財務報告手続に関する支援を提供した。

●外部監査人はTFV事務局に対し、効果的なプログラム・モニタリング及び管理を確保するため、フィールド・チームの強化を勧告していた。これを受けたTFV事務局は、フィールド・チームの構成、採用状況等に関する詳細を提示するとともに、現場の機能強化に着手した。

3-2 (2) 組織・行財政マネジメントに関連するいわゆる不適切事案(国際報道等組織内外から提起された疑義等を含む)の概要・対応ぶり。
3-2 (3) 上記 3-2 (1)及び 3-2 (2)の課題克服等に向けた日本側の働きかけや取組

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員・ポストの状況(専門職以上の職員を対象。原則各年 12 月末時点。)						
(1) 日本人職員数の増減						
過去3年の日本人職員数				☐ 拠出金の使途範囲内(拠出先の部局等)		(参考)
				☒ 拠出先全体		全職員数
2016	2017	2018	平均値	2019	日本人職員の増減	2019
-	-	-	-	-	-	4
2017	2018	2019	平均値	2020	日本人職員の増減	2020
-	-	-	-	-	-	7
備考						
(2) 日本人幹部職員数の増減						
過去3年の日本人幹部職員数						
2016	2017	2018	平均値	2019	幹部職員数の増減	
-	-	-	-	-	-	
2017	2018	2019	平均値	2020	幹部職員数の増減	
-	-	-	-	-	-	
備考						
(3) 上記 4-1(1)及び 4-1(2)の定量測定に加え、相応の考慮に値すると考え得る定性的な状況(ASG 相当以上の重要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況等)						
TFV 事務局を含む ICC は、日本政府との間に JPO に関する協定を締結し、JPO を受け入れている。						
4-2 本件拠出金を基準4の評価対象としない場合(「N/A」とする場合)、評価対象としない(「N/A」とする)合理的理由						
上記4-1(1)のとおり、TFV 事務局は少人数で構成されており、一般職にも日本人職員は在籍していないため、日本人職員の増強にはなじまない。						